

R4第3回審議会議録

会議録

| | | |
|------------------------|---|----------------|
| 会議の名称 | 令和4年度第3回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会 | |
| 開催日時 | 令和5年1月10日(火) 開会；午後2時50分・閉会；午後3時20分 | |
| 開催場所 | 行田市役所2階203会議室 | |
| 出席者(委員) | 蔭山好信、井上文子、小林定春、柳澤俊行、平野昭一、柳原功、 畠山由香理 | |
| 欠席者(委員) | 村田源一 | |
| 事務局 | 菅原広志総務課長、白井克典総務課主幹、武藤郁代総務課主査、 藤野祐右総務課主事 | |
| 会議内容 | 議事 個人情報保護法の改正に伴う行田市の個人情報保護体制の 見直しに係る考え方について(諮問) | |
| 会議資料 | 次第及び関係資料 | |
| その他必要 事項 | 傍聴人 0名 | |
| 会確 議 錄 の 定 | 確定期月日 令和5年1月27日 | 主宰者氏名 蔭山 好信 |

R 4 第3回審議会議録

| 発言者 | 会議の経過（議題・発言内容・結論等） |
|------|---|
| 事務局 | <p>委員全8名のうち7名が出席しているため、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第3項で規定するとおり、会を開くことができる。</p> <p>また、会議の傍聴希望はない。</p> <p>議事進行について、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定により、議長を蔭山会長にお任せしたい。</p> |
| 蔭山会長 | <p>それでは、議事「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例を全部改正することについて（諮問）」は審議会への諮問である。</p> <p>事務局から説明を求める。</p> |
| 事務局 | <p>諮問「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例を全部改正することについて」説明する。</p> <p>資料1について、法施行条例についてご審議いただいた際に頂戴した意見書にあるように、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の体制や機能を改めることについて、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の全部改正の案文により具体化したので、それに対し、審議会の委員の皆様に意見を伺うもの。1条ずつ説明する。</p> <p>第1条は設置規定。第1条では、行田市情報公開条例に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律施行条例および新たに制定する行田市議会個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報保護の適正な取り扱いを確保するため設置するもの。議会は、法施行条例の改正にも申し上げた通り、今まで市の機関として位置づけられていたが、改正後の個人情報保護法では、地方公共団体の実施機関から除外される。そこで、本市議会では独自で個人情報保護条例を制定し、対応することとなった。しかし条例を制定しても、条例で審議会の諮問を規定するにあたり、地方自治法上、議会には附属機関を設置できないと解されていることから、実施機関の附属機関である審議会に諮問することとしたいとのことで、市議会個人情報保護条例も設置規定に</p> |

R 4 第3回審議会議録

| | |
|------|---|
| | 規定するものとした。第1条については以上である。 |
| 蔭山会長 | 第1条は設置に関する規定であり、特に問題ないと思う。何か意見はあるか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 蔭山会長 | 続いて、第2条の説明をお願いする。 |
| 事務局 | 第2条は、所掌事務。今後、審議会の事務は、行田市情報公開条例第23条の情報公開制度の改善等に係る施策を立案し実施するにあたり、市民の意見を十分に反映させることが重要であるとき、個人情報の保護に関する法律施行条例第11条各号に定める事項、行田市議会個人情報保護条例案第52条に基づく事項についての諮問に応じるときと規定し、今後、審議会を招集、開催するのは、各条文に規定された事項に関する場合のみとする。第2条については以上である |
| 蔭山会長 | 実施機関から諮問の都度、審議するということになる。今までと任務的には変わらないが、適用範囲がかなり狭まるということである。何か意見はあるか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 蔭山会長 | 第3条をお願いする。 |
| 事務局 | 第3条は組織等について規定するもの。審議会への諮問は、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要な場合とされていることから、諮問に応じて専門的な知見を有する委員、または市民に委嘱することとするもの。なお本市の附属機関等の設置および運営に関する基本指 |

R 4 第3回審議会議録

| | |
|------|---|
| | 針に基づいて、審議の目的を考慮した上で、委員は必要最小限の人数とし、実質的で活発な審議が行われるよう、弾力的、機動的な運営を図ることから、5人以内と規定することを検討している。 |
| | 現行の審議会においても弁護士、税理士、社会保険労務士と専門的な知見を有する委員は3名であり、専門的な意見に対する市民の反応を確認する趣旨で、市民代表たる構成員を委嘱することを考慮し、有識者3名と市民の代表2名とすることのできる5名とした。資料では市民となっているが、ここは公募の市民と具体的に示したいと考えている。なお、委員の任期は、答申が終了したときを満了とする。第3条については以上である。 |
| 蔭山会長 | 委員の人数が減り、今までと任期の開始と終了が異なるが、やることは変わらないと思う。特に重要な点は、委員が9人から5人以内になっているところだけだと思う。何か意見はあるか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 蔭山会長 | 次の説明をお願いする。 |
| 事務局 | 第4条以下については、現行条例とほぼ同様の内容となっている。しかし現行条例の第6条、第8条は新条例に規定しないことを想定している。まず現行条例の第6条の規定について、今後、諮問に応じて委員をその都度委嘱することから、会議の招集を会長が行うことはできないものと考えている。また会議の議長は、第4条で会長が会務を総理すると規定することから、会長は、審議会の議長となって会議を運営するほか、審議会の事務全体にわたって総合的に管理し、関係職員等も指揮監督するものとなる。開催要件は、諮問の都度、委員を委嘱するため、委員が出席可能な日に開催するので、開催に対し、委員の過半数の出席とする要件は不要と考えている。次に会議は現行条例 |

R 4 第3回審議会議録

| | |
|------|--|
| | <p>のように、提供の可否やオンライン結合の可否等を決するものではなく、今後は諮問された内容に対し、審議会の意見として答申することとなるため、既存の要件は不要と考えている。最後に諮問事項が個人情報保護制度の運用やサイバーセキュリティに関することなど想定していることから、今後、個人情報で他人に知られたくないと思む情報等について審議することはないので、会議を非公開とする必要はなく、会議を公開する以上、秘密とされる事項はないと考えている。</p> <p>以上のことから現行条例第6条と第8条は新条例の規定不要と考えたものである。第4条以下についての説明は以上となる。</p> |
| 蔭山会長 | 3ページの(4)の説明②は、同条第2項の会議の議長となっているが、この同条というのは6条を指しているのか。新条例5条というのは、この4ページの4条の会長というところとは違うのか。 |
| 事務局 | ②は新条例5条ではなく、4条の誤りである。 |
| 蔭山会長 | そうすると②の同条第2項の会議の議長ですが、新条例第4条で、会長が会議を総務すると規定されていることから、そこを訂正した上で、意見はあるか。 |
| | 新条例では諮問がある都度、委員が選ばれる。その都度、会長を選び、会長が議長をやって、答申を行った時点で会長も委員も満了ということになる。今後は何かある都度、選任の通知が来るというような形になる。何か意見あるか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 蔭山会長 | 次の説明をお願いする。 |
| 事務局 | 附則について第1項では、法施行条例に合わせて、令和5年4月1 |

R4第3回審議会議録

| | |
|------|--|
| | 日施行とする。第2項では、現行条例の規定による諮問に対し、審議中のものがあれば、現行条例の審議会で審議を継続することを規定するもの。第3項、第4項は現行の各条例で行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例を引用していることから、条例の改正に伴い、条番号等が変わるために、その条番号を改めることを規定するもの。附則については以上である。 |
| 蔭山会長 | 附則に従えば、現行条例が3月31日まであることから我々の任期も3月31日となる。4月1日以降は、実施機関からの諮問がなされた場合に、市で委員を選任して通知をするという運びとなる。今まで議論してきたところの文章化ということだけである。何もなければ、一括して改正することに賛成するかどうかということなるが、一括してこのような改正を行うことについて異議はあるか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 蔭山会長 | 議事「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例を全部改正することについて」の審議を終了する。 |
| 事務局 | 以上で、令和4年度第3回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の議事を終了する。 |